

■研究ノート

母子世帯の現状と問題点

上 村 昌 代*

母子世帯の母親の就労率は8割を超えている。このような高い就労率にもかかわらず、その多くの暮らし向きは苦しく、経済的に余裕を持ってない生活である。この原因は所得の低さにある。国民生活基本調査(2007年)によれば、母子世帯の就労収入は児童のいる世帯の3分の1以下となっている。子育てと家計の主な担い手となった母親にとって、雇用条件の良い就職や転職は大変に難しいと考えられる。

一般的に、結婚や出産によって離職した既婚女性が再就職する場合、彼女らを取りまく雇用条件は必ずしも恵まれているとは限らず、退職前に蓄積したキャリアを活かせることも難しい。また、子育てに関しては、男女平等社会と言われながらもなお、女性が行うものという性別役割分業の考え方がある。これが子育てをする母親の就労にとって不利な条件となっていることも否めない。

母子世帯の多くの母親の働き方には、既婚女性のように子育てが一段落してからという時間的余裕や、家計の補助者的立場となる選択肢はない。子育ては女性だけが行うものでない。幼い子どもを育てる母親にとって、働きやすい雇用環境を整えていくために、社会全体のさらなる理解が求められる。このような理解が得られることで、子育てをする母親や母子世帯の母親の雇用環境が保障されていくことが期待される。

キーワード：母子世帯、就労、女性

* 京都女子大学大学院 現代社会研究科
公共圏創成専攻 博士後期課程

1 はじめに

近年、離婚などの原因によるひとり親家庭、特に母子世帯が増えている。母子世帯の状況について、阿部彩は、「母親の就労率が非常に高いにもかかわらず、経済状態が厳しく、政府や子どもの父親からの援助も少ない」と指摘する（阿部，2008：109）。母子世帯の経済状態が厳しい理由の1つには、所得の大部分を占める就労収入が低いことがあげられる。さらに、今日の雇用情勢の悪化によって、母子世帯の経済状態はいっそう深刻なものになると思われる。

結婚や出産により離職した既婚女性が、その数年後に再び働き始めるケースは少なくない。但し、再就職をしようとする既婚女性が退職前のキャリアを活かせる仕事に就くことは大変難しく、家族の状況によってその働き方も多様である。母子世帯の母親が再就職する場合、退職前のキャリアを活かせる仕事に就くことは難しいという点では既婚女性と共通している。しかし、母子世帯の母親の多くは、育児と家計の主な稼ぎ手としての2つの役割を担っているとの特徴がある。彼女らがこれらを両立させるための条件に合った仕事を見つけることは大変難しい。

本稿では、母子世帯の母親の雇用実態を通して、母子世帯の多くが経済的に余裕を持っていない状況にあることを各種資料で明らかにする。分析では、政府、主に厚生労働省が公表している資料を用いる。また、適宜、最新のデータとして2008年に大阪市、名古屋市が

行った調査結果も参考にしながら、母子世帯の母親の雇用実態をみていく。さらに、既婚女性の就労状況を概観して、母子世帯の母親のおかれた就労環境の問題点を見出し、母子世帯の雇用環境の保障に向けて、どのような策が必要になるかを検討する。

2 母子世帯をめぐる状況

2.1 母子世帯の状況

2.1.1 世帯数

母子世帯の世帯数の把握には、厚生労働省が公表する「国民生活基礎調査」（以下、「国民調査」と示す）、「全国母子世帯等調査」（以下、「全国調査」と示す）がよく用いられる。「国民調査」（2007年）によれば、2007年6月7日現在、「65歳未満の母親と20歳未満の子どものみ」で構成される独立母子世帯は701千世帯（全世帯4,795万7千世帯の1.5%）と推計されている。また、「全国調査」（2003年）¹⁾によれば、2003年11月1日現在、「母親と20歳未満の子ども」で構成される独立母子世帯は768.7千世帯、子ども以外の同居者を含めた母子世帯は456.6千世帯であり、合わせて1,225.4千世帯と推計されている。但し、2つの調査は、調査年や母親の対象年齢も異なるために、明確な世帯数は把握できない。ここでは次のとおり2つの特徴を述べる。まずは、全世帯と比べると、母子世帯の世帯数や割合は、わずかにすぎないが、本稿で取り上げる母子世帯の母親の雇用問題などは、女性全体に関わる重要な問題である。2つめは、母子

世帯には、母子のみで暮らす独立母子世帯と、子ども以外の同居者がいる同居母子世帯がある。母子世帯の母親の3人に1人を占めるといわれる同居母子世帯のうち、(母親の)親と同居する割合が最も多い。

2.1.2 母子世帯の母と子の年齢

表1から表3は、母子世帯になった当時および調査時点の母親と末子の年齢について、「全国調査」(2006年)(この節では「全国」と示す。)、2008年に大阪市、名古屋市が行った調査結果を示している。

表1 母子世帯になった当時に調査時点における母親の年齢

	母子世帯になった当時の母親の年齢			調査時点における母親の年齢		
	大阪市	名古屋市	全国調査	大阪市	名古屋市	全国調査
	%	%	%	%	%	%
20歳未満	1.0	1.5	0.7	0.0	0.2	0.1
20～24歳	8.2	7.8	26.6	1.5	1.1	10.5
25～29歳	16.5	17.9		6.6	6.1	
30～34歳	26.5	27.0	46.2	13.2	12.5	38.8
35～39歳	22.1	23.2		25.4	25.1	
40～44歳	11.8	15.0	18.7	25.1	26.3	40.9
45～49歳	6.0	6.1		17.6	20.6	
50～54歳	1.3	1.4	1.6	5.7	6.7	8.6
55～59歳	0.3	0.1		1.7	1.5	
60歳以上	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.3
無回答・不詳	6.4		6.0	3.9		0.8
平均年齢	—	33.9歳	31.8歳	—	40.3歳	39.4歳

出典) 大阪市, 「平成20年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」(2009年)

名古屋市, 「平成20年度 ひとり親世帯等実態調査報告書」(2009年)

全国調査, 厚生労働省「平成18年全国母子世帯等全国調査」(2006年)の各資料をもとに作成。

表2 調査時点での年齢

	大阪市	名古屋市	全国調査
	%	%	%
20歳未満	0.0	0.2	0.1
20～24歳	1.5	1.1	10.5
25～29歳	6.6	6.1	
30～34歳	13.2	12.5	38.8
35～39歳	25.4	25.1	
40～44歳	25.1	26.3	40.9
45～49歳	17.6	20.6	
50～54歳	5.7	6.7	8.6
55～59歳	1.7	1.5	
60歳以上	0.1	0.0	0.3
無回答・不詳	3.9		0.8
n = 回答者数	100.0	n = 825	100.0
平均年齢	—	40.3歳	39.4歳

出典) 表1に同じ。

表3 母子世帯になった当時ならびに調査時点における末子の年齢

	母子世帯になった当時		調査時点	
	名古屋市	全国調査	名古屋市	全国調査
	%	%	%	%
0～3歳未満	38.2	31.0	*別表参照	5.7
3～6歳未満	22.1	24.9	*	13.6
6～9歳未満	17.1	13.9	*	17.4
9～12歳未満	13.2	10.0	*	19.0
12～15歳未満	6.9	7.1	0.4	17.8
15～18歳未満	2.2	3.3	18.2	17.7
18歳以上	0.4	0.3	3.4	8.5
不詳	—	9.5	—	0.3
平均年齢	—	5.2歳	—	10.5歳

注) 大阪市における末子についての年齢調査はなし。

出典) 表1に同じ。

別表 名古屋市

調査時点での末子の年齢	
	%
小学校入学前	19.4
小学生	36.1
中学生	22.9

(1) 母親の年齢

母子世帯になった当時の年齢は、30代が46.2%と最も多くなっている（「全国」）。5歳きざみの年齢層ごとに区分している大阪市や名古屋市の調査をみると、「30～34歳」が最も多く（大阪市26.5%、名古屋市27.0%）、次いで「35～39歳」（大阪市22.1%、名古屋市23.2%）、「25～29歳」（大阪市16.5%、名古屋市17.9%）の順になっている。

調査時点での年齢について、40代が40.9%と最も多い（「全国」）。大阪市や名古屋市の調査では、「35～39歳」（大阪市25.4%、名古屋市25.1%）、「40～44歳」（大阪市25.1%、名古屋市26.3%）の年齢層が上位1位、2位を占めている。35歳から44歳までを合わせると5割を超える（大阪市50.5%、名古屋市51.4%）。

(2) 末子の年齢

母子世帯になった当時の年齢は、「0～3歳未満」が最も多く（「全国」31.0%、名古屋市38.2%）、次いで「3～6歳未満」（「全国」

24.9%、名古屋市22.1%）、「6～9歳未満」（「全国」13.9%、名古屋市17.1%）の順となっている。名古屋市の調査では、「0～3歳未満」のうち、0歳が15.4%を占めている。未就学児にあたる6歳未満には過半数を占めている。

調査時点での年齢について、小学生の高学年にあたる「9～12歳未満」が19.0%と最も多く、次いで「12～15歳未満」が17.8%、「15～18歳未満」が17.7%の順になっている（「全国」）。

母子世帯の母親の多くは、今後しばらくは育児に手間のかかる幼い子どもを引き取って、ひとり親になったといえる。

2.2 母子世帯になった原因

「全国調査」の年次推移をみると、死別は減少し、生別の割合が上昇している。2006年の「全国調査」をみると、生別のうち、離婚を原因とするものが79.7%と最も多く、次いで未婚が6.7%となっている。これは大阪市や

名古屋市の結果を比べても、ほぼ同じ割合となっている（大阪市78.2%、名古屋市81.0%）。但し、未婚に関しては、大阪市や名古屋市のほうがやや高い割合となっている（大阪市8.1%、名古屋市11.1%／但し、大阪市は非婚を含む）。

2.3 母親の、暮らし向きについての生活意識と抱える悩み

2.3.1 母親の暮らし向きについての生活意識

「国民調査」（2007年）によれば、母子世帯の母親が、現在の生活の状況を「大変苦しい」（48.5%）、「苦しい」（36.6%）と感じている割合は合わせて85.1%に上っており、「児童のいる世帯」（63.4%）や全世帯（57.2%）と比べると20ポイント以上も高くなっている。また、大阪市や名古屋市の調査でも「国民調査」（2007年）と同様の質問は行われている。大阪市では、「大変苦しい」（27.9%）、「苦しい」（45.5%）を合わせて73.4%であり、名古屋市では、「苦しい」（52.6%）、「やや苦しい」（34.5%）を合わせて87.1%とほぼ9割を占める。

但し、このような質問に、「苦しい」と回答したすべての世帯の生活水準が必ずしも低いとは断定できない。なぜなら、生活意識は、個人によって判断基準が異なるからである。なお、名古屋市では、暮らし向きに加えて、現在の家計が苦しい理由を具体的に聞いている。これによれば、「子どもの教育費がかかる」と答えた割合が42.8%と最も多く、次い

で「物価が上がり、食費や日用品等の支出が多い」が42.2%、「給料が少ない」が29.9%の順になっている。子どもの教育費や生活費は家計を圧迫する原因となっており、これは次に述べる母親の抱える悩みとも関係が深い。

2.3.2 母親の抱える悩み

「全国調査」（2006年）によれば、母親本人が抱えている悩みで「家計」が46.3%と最も多く、次いで「仕事」が18.1%、「住居」12.8%の順となっている。また、子どもに関しては性別を問わず、「教育・進学」が最も多く（男の子55.8%、女の子56.9%）、次いで「しつけ」（男の子18.9%、女の子19.0%）の順になっている。大阪市や名古屋市の結果をみても、「全国調査」（2006年）と同様の悩みがあげられている。但し、大阪市、名古屋市では家計に関する悩みが「全国調査」（2006年）に比べて20ポイント以上高くなっている（大阪市「経済的なこと」70.5%、名古屋市「生活費のこと」67.7%）。また、子どもに関して、大阪市は「子どもの教育（進学）やしつけのこと」が40.4%、名古屋市は「子どものこと」（56.4%）になっている。

2.4 母子世帯の家計状況

2.4.1 ひとり親家庭の相対的貧困率について 一厚生労働省報道発表

厚生労働省は、2009年10月20日に、日本国民全体の相対的貧困率²⁾、および子どもの相対的貧困率を、それぞれ15.7%、14.2%と発表した。この発表から約1ヶ月後の11月13日

には、日本のひとり親世帯の「相対的貧困率」(2007年)について、子どものいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の相対的貧困率12.2%、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率54.3%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率10.2%と発表した。

ひとり親家庭の相対的貧困率は、国民全体の相対的貧困率や大人が2人以上いる世帯に比べるとはるかに高く、また、経済協力開発機構(OECD)の加盟30か国のなかでは最も高くなっている。日本のひとり親世帯の貧困率の推移をみると、1998年の63.1%よりも8.8ポイント、2004年の58.7%よりも4.4ポイント改善している。この数値について、厚生労働山井和則政務官は「労働者全体の賃金が下がっており、相対的に貧困率が改善されているだけ」と説明している(中日新聞11月14日朝刊)。厚生労働省の発表により、ひとり親家庭の半数以上は貧困状態にあることが確認された。次節でも触れることであるが、家族構成による格差は広がっている。

2.4.2 母子世帯の世帯収入

—児童のいる世帯との比較

「国民調査」(2007年)によれば、2006年の平均年間収入は、母子世帯236.7万円、全世帯566.8万円、児童のいる世帯701.2万円である。母子世帯の平均年間収入は、前回調査(2004年)での2003年の収入と比べて12.1万の増収となったが³⁾、児童のいる世帯と比べると、その収入は約3分の1にすぎない。「国民調査」(2007年)から1年後に行われた大

阪市と名古屋市の結果をみると、2007年の平均年間収入は、大阪市が229.9万円、名古屋市が227.3万円になっている。

また、各調査における所得金額階級別の分布をみると、100万円から250万円未満の所得層に集中しており、250万円未満はそれぞれ全体の5割から7割を占めている(国民調査60.8%、大阪市55.5%、名古屋市69.8%)。

2.4.3 母子世帯の就労収入

「国民調査」(2007年)によれば、2006年の平均年間就業収入は、母子世帯185.8万円、全世帯434.8万円、児童のいる世帯643.0万円となっている。母子世帯の平均年間就業収入は、前回調査(2004年)に比べて21万円の増収となったものの⁴⁾、児童のいる世帯の3分の1以下である。一方、大阪市をみると、2007年の平均年間就労収入は、181.2万円であり、前回調査(2003年)と比べて6.5万円の減収となっている。

また、大阪市では、所得金額階級別の分布も示されている。これをみると、200万円未満に全体の5割(55.3%)を占めている。

2.4.4 就労収入以外のおもな収入

就労収入以外にも、母子世帯の生計にとって、以下の収入は重要である。但し、ここでは、その概要を説明するにとどめておく。

(1) 社会保障給付金(但し、年金を除く)

社会保障給付金とは、児童扶養手当や生活保護扶助などがこれに当たる。

厚生労働省「福祉行政報告例(平成21年8

月分概数)」によると、2009年8月末日現在の児童扶養手当受給者数は、1,000,396人で、そのうち、離婚によるものは876,033人となっている⁵⁾。近年は、法改正により児童扶養手当の支給基準が厳しくなっており、手当の減額は母子世帯の家計に大きく影響する。

同省「平成19年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）結果の概況」によると、生活保護扶助の受給者総数1,148,766人のうち、母子世帯の受給者総数は92,910人であり、母子世帯788千世帯「国民調査」（2007年）の11.8%に当たる。つまり、母子世帯の約9割は生活保護を受けずに生活している。ここで、生活受給者の割合が全国で1番多い大阪市の状況を述べておく。大阪市の調査によれば、母子世帯の生活保護受給の割合は15.3%で、前回調査（2003年）と比べて5.2ポイントの増加となっている。生活保護を受けなければ生計が成り立たない母子世帯の割合は年々増加しているといえる。しかし、生活保護を受給している母子世帯と、受給していない母子世帯との間の所得格差は格別ではなく、低所得である母子世帯は多い。

(2) 養育費

養育費は、母子世帯にとって重要な収入となるはずである。離婚によって親権者でなくなった父親は、子どもを扶養する義務がある。しかし、「全国調査」（2006年）によれば、離婚後における養育費の受給状況は、2割程度と低い。さらに、母子世帯になった経過年数が長くなるにつれてその受給率は低く、また、「受給したことがない」と回答した割合も約6

割いる。離婚の際に、養育費の取り決めを行わなかった、あるいは取り決めをしても支払われていない場合も多く、養育費収入は確実な収入にはならない。

3 母子世帯の母親の雇用条件

3.1 働くひとり親家庭の貧困率について —他国との比較

山野は、2005年のOECDの主要な11ヶ国（トルコを含む）およびOECD全体の平均のひとり親家庭について、「ひとり親家庭全体」、「働いているひとり親家庭」、「働いていないひとり親家庭」に区分した貧困率を紹介している（山野，2008：39-44）。これによると、日本のひとり親家庭全体の貧困率は、主要な先進国の中で第1位、OECD全体でもトルコに次いで第2位である。次に、「働いているひとり親家庭」と「働いていないひとり親家庭」の差をみると、OECD平均では、前者は20.6%、後者は58%になっている。この数値について、山野は、「ひとり親家庭での親の就労は、子どもたちが貧困から抜け出すことに大いに貢献している。」（山野，2008：41）と述べている。

しかし、他の先進国がこのような動きを示すなかで、日本は、「働いているひとり親家庭」の貧困率（57.9%）のほうが、「働いていないひとり親家庭」の貧困率（52.1%）よりも高くなっている。山野は、日本の母子世帯の就労率の高さは、他国と比較して高い水準にあること、その多くが非正規雇用者として

ワーキング・プア状態にいることを指摘したうえで、「日本のひとり親家庭の親御さんたちは、生活状況を改善しようと頑張っているにもかかわらず、「働けどわが暮らし楽にならざる」的な奇妙な状況にあると言えるわけです。そのことが、主要先進国の中なかでは、並外れたひとり親家庭の貧困率の高さをもたらしているのです。」と述べている。

3.2 母子世帯の就労率の変化

母子世帯になる前と後の就業率の推移をみると、69.3%から84.5%へと上昇している（「全国調査」（2006年））。先述のとおり、母子世帯の年齢は、30歳から44歳までに集中している。参考として、一般女性30歳から44歳までの就労率をみると、「30～34歳」が63.5%、「35～39歳」が64.6%、「40～44歳」が71.1%となっている。（総務省「平成19年就業構造基本調査結果」）。また、一般男性の30歳から44歳までの就労率は平均94%前後となっている。ひとり親になる前の就労率は、30歳から40歳前半の女性とあまり差は見られない。しかし、母子世帯になった後の就労率は、同年代の一般男性には及ばないものの、同年代の一般女性よりも高くなっている。

このように、母子世帯が高い就労率となった原因には、母子世帯になる前に無職と回答した母親の4人に3人（75.6%）が現在何らかの職に就いたことによるものと考えられる（「全国調査」（2006年））。また、背景には、幼い子どもを抱えながらも、生計を立てるた

めに働かなければならないという生活環境の変化があったものと推測される。

3.3 就労形態の変化

次に、母子世帯になる前と調査時点における母子世帯の母親の従業上の地位別の構成割合の推移をみると、常用雇用者は、28.7%から42.5%に、臨時・パートは48.9%から43.6%に、派遣社員は2.9%から5.1%などになっている（「全国調査」（2006年））。母子世帯になる前と比べると、常用雇用者は13.8ポイント、派遣社員は2.2ポイントの増加、臨時・パートは5.3ポイントの減少である。常用雇用者の割合は増加したけれども、臨時・パートと派遣社員を合わせた非正規雇用者のほうが多い。

表4は、大阪市の調査における母子世帯の就業変化を示している。大阪市の場合、「結婚前または出産前」の時点からの就業形態を調査している点で特徴がある。これによれば、「結婚前または出産前」から「母子世帯になる前」までの就業形態上の変化が大きい。最も就業形態の変化が大きいのは、常用雇用者にあたる「正社員・正規職員」で、60.2%から14.9%へと減少している。一方、非正規雇用者にあたる「パート・アルバイト・臨時職員」、「派遣社員」を合わせたものは、22.2%から35.9%へ、無職（専業主婦を含む）についても、5.6%から35.5%へと増加している。

大阪市の調査結果にみられるように、「結婚前または出産前」から「母子世帯になる前」までの就業形態の割合は、常用雇用者が著しく減少し、一方、非正規雇用者や無職（専業

表4 母子世帯の「結婚前または出産前」から「現在」までの就業変化

大阪市「実態調査」	結婚前または出産前		母子世帯になる前		母子世帯になった直後		現 在	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
正社員・正規職員	556	60.2	138	14.9	174	18.8	279	30.2
パート・アルバイト ・臨時職員	177	19.2	310	33.5	425	46.0	329	35.6
派遣社員	28	3.0	22	2.4	44	4.8	58	6.3
自営業主	23	2.5	28	3.0	25	2.7	38	4.1
自営業の手伝い (家族従業者)	36	3.9	46	5.0	21	2.3	23	2.5
家庭内で内職・在宅 ワーク	2	0.2	20	2.2	13	1.4	5	0.5
無職(専業主婦を含む)	52	5.6	328	35.5	173	18.7	139	15.0
その他	21	2.3	5	0.5	16	1.7	13	1.4
無回答	29	3.1	27	2.9	33	3.6	40	4.3
回答者数	924	100.0	924	100.0	924	100.0	924	100.0

出典) 表1に同じ。

主婦を含む)が増加している。結婚や出産後に働き方を変化させて、結婚前や出産前に培ったキャリアを一旦中断しているケースが多い。母子世帯の母親が、再就職や転職を試みるものの、退職前のキャリアを活かせることができずに、雇用条件の良くない仕事に就くことになる場合も多いと思われる。

3.4 就労形態別、仕事内容別にみた就労収入

「全国調査」(2006年)によれば、平均年間就労収入は、常用雇用者257万円、臨時・パート113万円であり、両者の差額は144万円である。

次に、就労形態別に平均年間就労収入の構成割合をみる。常用雇用者の場合、「100～200万円未満」が33.8%と最も多く、次いで、「200～300万円未満」が32.3%となっている。一方、「臨時・パート」の場合、「100～200万円」が49.2%を占めており、次いで「100万円未満」が42.9%となっている。200万円未満

には、常用雇用者全体では4割(40.9%)を、臨時・パート全体では9割(92.1%)を占めている。以上のように、就業形態が正規雇用か非正規雇用であるかによって、年間収入に平均100万円以上の差が生じている。なお、非正規にあたる臨時・パートでは、1年間の就労収入が100万円に満たない母親が4割もいる。このような低い就労収入では、母子合わせて2人以上の生計が成り立つとは到底無理だと推測される。

さらに、同調査による仕事の内容別平均年間就労収入の金額は、以下のとおりである。最も多いのは、専門的・技術的職業278万円であり、次いで、事務191万円、販売140万円、サービス産業139万円の順となっている。専門的・技術的職業とサービス職業に就く者の収入差は2倍となっている。また、仕事の内容別平均年間就労収入の構成割合をみると、すべての仕事内容において、「100万～200万円未満」が最も高くなっている。但し、200

万円未満に占める構成割合は仕事内容によってかなりの差があり、専門的・技術的職業は4割(40.8%)、事務は6割(60.5%)、販売は8.5割(84.9%)、サービス産業は8割(80.9%)となっている。また、販売やサービス産業では、1年間の平均就労収入が100万円に満たない母親が3割もいる。

4 既婚女性の就業と母子世帯の母親の就業問題の比較

4.1 女性の就業をめぐる現況

日本女性の高学歴化がここ20年間で急速に進行した。文部科学省「平成21年度学校基本調査速報」によれば、1990年代以降、女子の進学率は大きく伸びて、2009年には過去最高の44.2%に達している。また、大学卒業後の就職率をみると、女子が73.4%、男子が64.6%となっている。2000年以降は、女子の就職率のほうが高くなっている。

しかし、先述のとおり、女性は結婚や出産によって離職する場合も少なくない。岩間暁子は、日本の女性の就業と家族について、就業に関する特徴を次のように述べている。1つは、出産や、子育てを機に退職し、子育てが一段落してから再就職するという「M字型就業」パターンが依然として一般的であること、2つは、男性は外で働き、女性は育児に専念するという性別役割分業が今なお広く見られることである。続けて、岩間は、このような特徴を方向づけてきたのは、高度経済成長期に確立した「男性稼ぎ主」型の社会保障

モデル¹⁰⁾であり、このような「男性稼ぎ主」型の社会保障システムの基盤が、バブル経済崩壊後に失われつつありながら、なお維持されている理由の1つに、「結婚後は男性が外で働き、女性が家事や育児をするのが望ましい」という性別役割分業型の家族を支持する価値観が依然として支持されているからだ」と指摘する(岩間, 2008: 90-91)。以下に、M字型就業と、性別役割分業について、その概要を述べる。

(1) 女性のM字型就業について

内閣府「平成21年版男女共同参画白書」(以下、「白書」と示す。)によれば、「育児休業を利用せずに就業を継続している者の割合は減少し、育児休業を取得している女性の割合は増加しているものの、出産前後に継続就業している者の割合の合計は増えていない。」とある。

「白書」では、総務省の「労働力調査」をもとに昭和50年、平成2年、平成20年の「配偶関係別女性の年齢階級別労働力率」を示している。これによれば、全ての年齢層で、有配偶者よりも未婚者の労働力率のほうが高く、特に、20代から40代の年齢層では、有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりもかなり低くなっている(「25~29歳」の年齢層では、未婚者が91.5%、有配偶者が51.1%と40.4%の差がある)。また、労働力率について、未婚者は、20代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するけれども、有配偶をみると、40代後半がピークとなっている。なお、有配

偶者の労働力率は、年を追うごとに、20代後半の労働力は過去に比べて大きく上昇しているが、30代の前半の労働力率は平成2年よりも低くなっている。この動向について、「白書」では、「子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる年齢層が移行している」と説明している。

厚生労働省「21世紀出生児縦断調査結果」(2008年)によれば、出産半年後母親の就労率は25.1%であり、1年後の追跡調査において就労していた母親の割合は30.4%になっている。この調査結果について、白波瀬佐和子は、依然、女性の多数派が出産を機に労働市場から退出していると指摘したうえで、女性の高学歴化が進展したにもかかわらず、女性の就労パターンが継続的にならないのは、性別役割分業を前提とした雇用慣行と関連する」との分析をしている。(白波瀬, 2008:162)

(2) 性別役割分業について

性別役割分業について、以下、2つの調査結果を概観する。1つは、内閣府の男女参画室が公表した性別役割分業の考え方に関するものであり、もう1つは、野村総合研究所が行った調査で、家庭での子育て者に関するものである。

まず、内閣府が2009年7月に公表した「男女の能力発揮と男女のライフスタイルに対する意識に関する調査結果報告書」によれば、20歳から44歳の男女を対象に「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方をどう思うかについて示されている。賛成(「賛成」、「どちらかといえば賛成」)、反対

(「反対」、「どちらかといえば反対」)、「わからない」の選択肢のなかでは、男女とも「どちらかといえば賛成」という意見が35.6%で最も多い。男性は、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた賛成計(43.3%)が、「反対」、「どちらかといえば反対」を合わせた反対計(39.6%)を上回っている。一方、女性は、反対計(43.3%)が、賛成計(41.2%)を上回っている。

このように、性別役割分業という考え方に賛成の意見を持つ割合は、女性よりも男性のほうが多い。しかし、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という性別役割分業の考え方について、女性の4割(41.2%)は賛成していること、また、「わからない」という意見も16.4%あることから、男女間の意識に格段の差があるとは言えない。

次に、2006年1月、野村総合研究所が「企業における育児支援制度」に関する調査を行っている。この調査は、インターネットリサーチ「TRUE NAVI」により、そのモニターである、小学校3年生以下の子どもを持つ民間業者で働く男女20歳から49歳を対象に行ったものである⁸⁾。これによると、家庭での主な子育て者に関して、男性は、「主に自分が子育てをしている」が2.0%、「主に配偶者が子育てをしている」が69.2%、「夫婦で分担して子育てをしている」が28.9%、女性は、「主に自分が子育てをしている」が81.4%、「主に配偶者が子育てをしている」が0.4%、「夫婦で分担して子育てをしている」が18.2%となっている。両者の回答をみると、女性が主に子

表5 既婚女性の就業行動の規定要因（年代別）

	規定要因	18歳、19歳 20代	30代	40代	50代
促進要因	子ども数が多い				○
	親との同居	○	○		
	住宅ローン		○	○	○
規制要因	子ども数が多い	○	○		
	3歳以下の子どもの有無		○		
	夫の年収が500万円以上		○	○	
	夫の年収が800万円以上				○

出典) 岩間暁子, 2008, 『女性の就業と家族のゆくえ—格差社会のなかの変容』の117頁から123頁をもとに作成。

育てを担当しているという性別役割が表れていること、夫婦での子育て分担について、男性が考えている子育て参加への意識と女性が男性とともに子育てをしている意識との間に差があることがわかる。

4.2 既婚女性が就業する要因について

岩間は、育児や子育てが一段落した30代後半から40代前半にかけて、労働市場から離れていた多くの女性が再び労働市場に戻ってくる。そして、再就職の場合、その雇用条件は退職前と比較して不利であること、家事や育児の主たる責任は女性にあるとされ、日本の「男性稼ぎ主」型の福祉レジームを前提に、女性たちは、「選択」せざるをえない状況が全体としてあること、結果として女性の労働をめぐる環境に大幅な改善は見られないことなどの問題点を指摘する（岩間, 2008: 111）。

このような問題点を挙げたうえで、岩間は、既婚女性の就業がどのような要因によって規定されているのかを実証的に検討するために、既婚女性の就業行動がどのような要因によって規定されているのかについて、社会階層と

家族要因の2つに注目して分析を行った。表5は、分析の結果、既婚女性の就業行動を促進する要因／抑制する要因を、女性の年代別に示したものである。18歳、19歳と20代、30代では、子どもの多さは抑制要因となり、一方、親の同居は促進要因となる。また、30代では3歳以下の子どもの存在も抑制要因となる。30代以上の年齢層では、夫の年収（500万円以上）や住宅ローンが促進要因となる。50代になると、子どもの多さは促進要因となり、夫の年収800万円以上が抑制要因となる。

このように、既婚女性の就業は、生活のなかで家庭に必要とされるケア役割によって決定される部分が多い。岩間は、既婚女性について、「子どもの手間のかかる時期には子育てに専念し、子どもの教育がかかる時期になると就業して家計を補助する役目を果たしている」、また、親の同居について、「子育て期の女性が仕事をするうえで、親が提供するさまざまな資源が重要なサポート源となっている。」と述べる（岩間, 2008: 124）。白波瀬も子育てを支援する家族・親族の存在を指摘している。（白波瀬, 2008: 163）

30代の既婚女性をみると、他の年代に比べて規定要因が多い。子ども数や3歳以下の子どもの存在、親との同居といった家族要因に加えて、家庭の経済的事情も就業行動に影響を及ぼしている。

さらに、岩間は、どの年齢層でも学歴による効果はみられなかった点にも注目し、「他の先進国では福祉レジームの違いに関わりなく高学歴であることは既婚女性の就業を促す効果をもっていることと比較すると、学歴の有意な効果が見られない点に日本の特徴があると言える」と指摘する（岩間，2008：124）。

4.3 母子世帯の母親の就業上の問題

—既婚女性との比較をもとに

4.1、4.2を通して、既婚女性の就業には、大まかに以下の4つの問題点が確認される。

- ① 既婚女性の場合、結婚や出産後に離職するケースが多いこと
- ② 日本では、子育ては女性の役割であるという性別役割分業の考え方が今も残っていること
- ③ 同居する親が子育てを支援してくれる場合には、小さい子どもがいても就業継続が可能になること
- ④ 子育てが一段落した後に再就職する場合、退職前のキャリアが活かされることは困難であり、学歴も就業を促す要因としての効果がみられないこと

以上の問題点をみると、子どもを育てることがいかに女性、母親任せとなり、負担にさ

えなっていることがわかる。母子世帯の母親の場合、上にあげた4つに加えて、次のような問題にも直面する。1つは、働き方の問題である。多くの母子世帯の母親は、既婚女性のように子育てが一段落してから再就職するなどの時間的余裕がない。さらに、家計の補助者としてではなく、家計の主な担い手として働くという役割を持っている。2つめは、家庭内での子育て者が1人であるという問題である。日本の母子世帯全体の3分の2にあたる70万世帯が独立母子世帯であると推定されている。近くに親などの子育ての援助者が居住していない場合、あるいは同居していても援助が無理な場合には、母親は1人で子育ての負担を担っている。就労するにあたり、時間的余裕や子育ての人的援助が得られない状況にある母子世帯の母親にとって、希望どおりの雇用条件で働くことは極めて難しいといえる。彼女らの多くは、生計を立てるために、不利な雇用条件を受け入れるほかなく、結果として、安定した雇用や十分な収入が得られないのである。

おわりに

以上、多くの母子世帯がもつ経済的問題について、母子世帯の家計や就労状況などの実情や雇用条件を整理しながら、子育てをする女性が働く就労や性別役割分業という考え方、既婚女性の働き方などをみながら、考察してきた。

母子世帯は、離婚などが原因でひとり親と

なる場合が多い。ひとり親となった母親は、子育てと家計の重要な役割を持つことになり、生計を立てるために、幼い子どもを抱えながらも働くことになるケースも多い。しかし、彼女をとりまく雇用環境は大変に厳しいものである。正規雇用／非正規雇用という働き方や、職務の内容による就労収入の差は顕著である。

日本は、男女平等社会と言われながら、子育てに関しては、今もなお、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業の考え方が根付いている。この考え方で結婚後や出産後の女性の離職に歯止めがないことに関係があるとすれば、大きな問題である。

母子世帯の多くの母親の働き方には、既婚女性のように子育てが一段落してからという時間的余裕や、家計の補助者的立場となる選択肢はない。近年、雇用情勢が不安定な状態であり、ますます子育てをする母親にとって雇用条件のよい職を探すことは大変に難しいと思われる。これまでも、母親自身の努力や親など周囲の協力によって、子育てと仕事を両立させている母親は多い。しかし、これらの負担は、既婚女性と比べて大きく、経済的にも精神的にも我慢は限界にきている。

企業も社会も、これまでは「男性稼ぎ主」型社会保障システムのもとで、子育ては女性(母親)が行うものとの認識があった。しかし、先述のとおり、「男性稼ぎ主」型社会保障システムで保護されない母子世帯などの層は拡大している。

子育ては女性だけが負担するものでない。

従って、退職前のキャリアや学歴も大いに活かせることができるように、男性を含めて働き方を柔軟にするなど、企業の前向きな努力や理解が求められる。また、男性の育児休暇取得に向けての活動も積極的に推進していくべきである。母子世帯の雇用環境を整えていくことは、子どもを持つ既婚女性にとっての雇用環境の改善につながるものと考えられる。

[注釈]

- 1) 「全国調査」は、2006年にも実施されている。しかし、この調査は臨時的に行ったもので、通常調査で算出される全国推計数の記載がないため、敢えて2003年のものを用いている。
- 2) 国民の所得を順番に並べた時に、真ん中の人のさらに半分の額を「貧困線」と定め、それに満たない人の割合を示したもの。今回貧困線は、2007年の国民生活基礎調査を基に114万円とされた。
- 3) 前回調査(2004年)と比べて、全世帯ならびに児童のいる世帯は、それぞれ12.9万円1.4万円の減収となっている。
- 4) 前回調査(2004年)と比べて、全世帯ならびに児童のいる世帯は、それぞれ20.3万円0.4万円の減収となっている。
- 5) 「平成20年度母子家庭の母の就業支援策の実施状況について」結果によれば、2008年2月現在の児童扶養手当の受給者数は、998,942人で、うち全部支給者数592,365人、一部支給者数406,577人である。
- 6) 厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査」における生活保護の受給状況をみると、母子世帯総数1,505世帯(不詳の数を除いた値)のうち、受給しているのは、145世帯(9.6%)、受給していないのは、1,360世帯(90.4%)である。

- 7) 岩間は、「男性稼ぎ主」型の社会保障とは、男性一般に安定的かつ一定額の収入を保障する仕事を提供することによって家族を支えることであると説明する。
- 8) この調査については、「本アンケート調査はインターネットを利用したアンケートサービスである「TRUE NAVI」を活用したものであり、インターネットの利用頻度とリテラシーが比較的高い母集団を対象としていることに留意する必要がある。」という但書がある。

〔参考文献・引用文献〕

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困―日本の不公平を考える』, 岩波書店
- 岩間暁子, 2008, 『女性の就業と家族のゆくえ―格差社会のなかの変容』, 東京大学出版会
- 白波瀬佐和子, 2009, 『日本の不平等を考える』, 東京大学出版会
- 山野良一, 2008, 『子どもの歳貧困・日本』, 光文社

〔官公庁〕

- 厚生労働省／「全国母子世帯等調査結果」(2003年)
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/01/h0119-1.html>
- 厚生労働省／「全国母子世帯等調査結果」(2006年)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshisetai06/index.html>
- 厚生労働省／「国民生活基礎調査」(2007年)
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-19-1.html>
- 厚生労働省／「社会福祉行政業務報告」(2007年)
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/07/index.html>
- 厚生労働省／「21世紀出生児縦断調査結果」(2008年)
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/06/index.html>
- 総務省(内閣府)／「男女共同参画白書」(2009年)

<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h21/gaiyou/index.html>

大阪市／「平成20年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」(2009年)

名古屋市／「平成20年度 ひとり親世帯等実態調査報告書」(2009年)

〔民間機関〕

野村総合研究所広報部, 2006, 「企業における育児支援制度」に関する調査

<http://www.nri.co.jp/publicity/nr/pdf/nr20060224.pdf#search>